

令和7年度がん検診受診勧奨はがき印字・圧着・差
出業務

仕様書

令和7年10月

札幌市保健福祉局ウェルネス推進部ウェルネス推進課

1 業務名

令和7年度がん検診受診勧奨はがき印字・圧着・差出業務

2 契約期間

契約締結日～令和8年1月30日（金）

3 業務内容

(1) 宛名等印字

ア 宛名印字

(ア)

下記4(1)の対象者データをエクセルにて提供するので、本市より提供するはがき用紙（詳細については下記4(2)を参照）に宛名を印字すること。

なお、はがきのデザインが5種類あるため、種類ごとに印刷する対象者データを提供します。

(イ) フォントは10.5ポイントとする。

(ウ)

印字内容は、上から個別郵便番号（1行）、個別住所（3行）、個別氏名（1字空けて）様（1行）、郵便バーコードとする。

(エ)

住民基本台帳に郵便番号が無い場合、又は8桁未満の場合は、郵便バーコードを出力しない。この場合には、エラーリストとして取りまとめて報告すること。

(オ) 本番印刷前には、テストデータを印字したものを本市に提示すること。

イ 数量

最大45,000通

【内訳】

(ア) 大腸がん検診（デザイン予定案①）・・・・・・・・・・ 18,500通

(イ) 子宮がん検診（デザイン予定案②）・・・・・・・・・・ 2,000通

(ウ) 乳がん検診（デザイン予定案③）・・・・・・・・・・ 3,500通

(エ) 子宮がん検診無料クーポン付き（デザイン予定案④）・・・・ 8,800通

(オ) 乳がん検診無料クーポン付き（デザイン予定案⑤）・・・・ 12,200通

(2) 圧着

3つ折にて圧着すること。

なお、圧着用の糊は下記4(2)のとおり事前に塗布している。

(3) 差出

ア 郵便区ごとの箱詰めまたは結束

はがきの種類ごとに、郵便区に分けて（郵便番号の上3桁ごと。ただし、061の場合は061-22**と061-23**で分ける。）箱詰めまたは結束すること。

箱または結束した束には仕分けした郵便番号と、数量が明記された紙札を貼付すること。梱包箱は受託者が用意する。箱下面は容易に開かないものとし、箱上面はすぐ開けることが可能なふたとすること。

イ 郵便区ごとの集計

上記アで仕分けした郵便区ごとの数量を集計し、本市に報告する。

ウ 郵便局への差し出し

以下の期日に札幌中央郵便局に差し出す。

(ア) 令和7年12月16日（火）：大腸がん検診

(イ) 令和8年1月30日（金）：子宮がん検診、乳がん検診、子宮がん検診無料クーポン付き、乳がん検診無料クーポン付き

札幌市が指定する様式に、上記イで集計した郵便区ごとの差し出し枚数を記載し、上記アとともに札幌中央郵便局に差し出すこと。その際、郵便局窓口において必要が生じた際には、本市担当職員と連絡が取れる体制を整えること。

差し出しの際の運搬車は受託者が用意すること。

4 本市からの提供物

(1) 対象者データ

- ・ファイル形式

エクセルファイル

※デザインが5種類あり、種類ごとに対象者データを提供する。

- ・データ項目

住基ID・漢字氏名・郵便番号・住所

- ・文字フォント

札幌mj明朝（漢字氏名及び住所はUnicodeそれ以外はShift-JISコード）

- ・提供時期

大腸がん検診：契約締結後すぐ

子宮がん検診、乳がん検診、子宮がん検診無料クーポン付き、乳がん検診無料クーポン付き：令和8年1月17日（火）まで

(2) はがき用紙（デザイン予定案については別紙1参照）

- ・大きさ（1セット）

13.00インチ（横）×6.00インチ（縦）

- ・紙質

デザイン予定案①～⑤共通

圧着紙80kg

- ・ミシン目（1セット）

天地、中縦2本

- ・数量、提供時期

数量については、若干変動する可能性がある。

デザイン	セット数	提供時期
①（大腸がん）	18,500	令和7年11月25日（火）まで
②（子宮がん）	2,000	令和8年1月17日（火）まで
③（乳がん）	3,500	令和8年1月17日（火）まで
④（子宮クーポン付き）	8,800	令和8年1月17日（火）まで
⑤（乳クーポン付き）	12,200	令和8年1月17日（火）まで

- ・特殊仕様

オフセット（フォーム印刷：漢字プリンタ仕様）、耐熱インク使用、連続帳票

5 個人情報の保護

受託者は、別紙2「個人情報取扱安全管理基準」に適合していることを示すため、様式1「個人情報取扱安全管理基準適合申出書」に必要書類を添付して提出すること。また、毎月の業務完了後、様式2「個人情報取扱状況報告書」を提出し、委託者に個人情報の取扱状況を報告すること。

6 その他

(1)

成果品等について、著作権・版權等は札幌市に帰属するものとし、札幌市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。

(2)

受託者は、本契約に基づく成果品（以下「本著作物」という。）に関連し、新たに生じた著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、委託者に譲渡するものとする。また、受託者は、本著作物に関し新たに生じた著作者人格権を委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。

(3) 著作権等、他の個人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。

(4)

製造に使用した版下、試刷紙、損刷紙等の管理・取扱には十分に注意し、破棄処分すること。

(5)

業務の遂行にあたっては、委託者である札幌市と連携を密にして作業を進め、質疑が生じた場合は、委託者、受託者双方が協議をして、これを処理すること。また、作業進行状況を適時報告し、作業日程の管理を徹底すること。

(6) 本市職員が立ち会う場合があるので、受け入れできる体制を整えること。

(7) 本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

(8)

本業務の履行において使用する商品・材料、製作物等は、「札幌市グリーン購入ガイドライン」に基づき環境に配慮したものとする。

(9)

作成に当たっては本市が作成した「広報に関する色のガイドライン改訂版」(<http://www.city.sapporo.jp/koho/color/>)を参考とし、誰にとっても見やすく、分かりやすくなるよう配慮すること。

(10) 成果品の版のほか、印刷物の完成原稿データをAdobe

Illustrator及びPDF形式でCD-

Rにより札幌市保健福祉局ウェルネス推進部ウェルネス推進課に納品すること。なお、それに要する費用は、受託者において負担する。

(11)

成果品の中に、本仕様を満たしていない品質のものがあつた場合には、受託者の責任・負担において、再作成等を行うこととする。

(12) プライバシーマークの取得があること。

7 本件に係る問い合わせ先

札幌市保健福祉局ウェルネス推進部ウェルネス推進課

担当：山口（電話011-211-3513）

〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目1-7 ORE札幌ビル7階



転送不要

札幌市から「大腸がん検診」のご案内

札幌市大腸がん検診を、令和5年6月～令和6年5月に未受診の方へのご案内です

年に1回 大腸がん検診 を受けましょう

自宅で
簡単に
できます

自己負担 400円 ※

※ 自己負担が免除される方など、詳しくは
開いて裏面をご覧ください直近に「大腸がん検診」を
受けた方、治療中の方にこ
のはがきが届いた場合は、
ご容赦ください。札幌市がん検診
イメージキャラクター
「けんしんけん」

札幌市保健福祉局ウェルネス推進部ウェルネス推進課

症状がないから、受けなくても大丈夫？

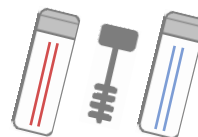
症状に気づく前から定期的に
検診を受けることが大切です。大腸がんであっても、早期のうちはほとんど
自覚症状がありません。
このため「早期発見」が大切です。
大腸がん検診は、年に1回定期的に受けましょう。また、たとえば「腹痛」「血便」「便の性状や回数が変わった」
など症状がある場合には、早めに医療機関へ相談しましょう。

面倒な検査ですか？

「便検査」自宅で簡単にできます

大腸がん検診は、便に潜む血液の有無を調べる「便潜血検
査」です。
このため、お尻にカメラを入れなくても検査を受ける事ができ
ます。大腸がん検診を受ける医療機関から検査キットを受け取り、
検査キットに便の表面をこすり取る簡単な検査で、
2日分の検査キットを医療機関に
提出します。異常が見つかった時のみ、内視鏡
など詳しい検査を受けます。

便(1日目) 便(2日目)



結果が出るまで時間はかかりますか？

検査を受けてから
約2～3週間程度で結果が出ます「大腸がん検診」
受けないとどうなりますか？もしも大腸がんだった時に、
進行してから見つかったら、
生存率が下がってしまいます大腸がんは早期発見で治療すると
95%以上※の方の生命が救われると
言われています。しかし、がんが別の場所に転移など、進
行してから見つかったら、その可能性が大
きく下がってしまいます。このため「早期発見・早期治療」が
大切です。※数値は診断から5年後の相対生存率(5年相対生存率)です。
国立研究開発法人国立がん研究センターがん対策情報センター
運営「がん情報サービスganjoho.jp」を参照いたしました。

札幌市大腸がん検診を受けると、今年度は
約1,600円 割引※
 されます。

検査費用
2,000円
程度

割引費用
1,600円
程度

= **自己負担
400円！**

※ 検診時に窓口で支払う金額が札幌市から助成されます
 現金が支給されるわけではありません

「札幌市がん検診」について
 詳しくはホームページからも確認できます

札幌市がん検診 検索



お問い合わせ先
 (一般的なこと)

札幌市コールセンター

☎ 011-222-4894

(年中無休8:00~21:00まで)

FAX 011-221-4894 Mail info4894@city.sapporo.jp

※検診予約は直接医療機関等へ

<担当>

札幌市保健福祉局ウェルネス推進部ウェルネス推進課
 〒060-0002

札幌市中央区北2条西1丁目1-7 ORE札幌ビル7階

TEL 011-211-3514



札幌市がん検診
 イメージキャラクター
 「あんしんけん」

き
が
は
郵
便

受診の流れ

1 「大腸がん検診」を受ける医療機関を選ぶ

札幌市 がん検診 医療機関 検索

札幌市ホームページに掲載されている
 「実施医療機関名簿」からお選びくださ
 い。



2 ㊦ 検査の予約をする

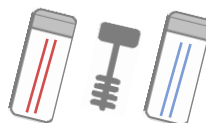
ご都合の合う医療機関へ、直接ご連絡します。
 医療機関に「札幌市の大腸がん検診を受けたい」
 と、お伝えください。

3 予約をした医療機関に 検査容器と問診票を取りに行く



健康保険証など、氏名・年齢・住所を確認
 できるもの等を持参します

4 自宅で2日分の便を 検査容器に採取します



5 検査容器と問診票を医療機関に提出

6 検査の結果を確認する

約2~3週間程度で結果が出ます。
 検査結果を医療機関から確認して
 ください。



7-1 「異常なし」 の場合

今回が異常なしでも、
 大腸がん検診は年に1回
 定期的に受けましょう。

また「腹痛」「血便」「便の性
 状や回数が変化した」など、
 症状があれば次の検診を
 待たずに、医療機関に相談
 しましょう

7-2 「要精密検査」 の場合

**必ず医療機関で精
 密検査を受けてく
 ださい。**

大腸の内視鏡検査
 などを受けることで、
 大腸がんかどうか詳
 しく調べます。

自己負担が免除される方

市・道民税非課税世帯の方、生活保護世帯の方、
 満65~69歳の方で後期高齢者医療被保険者の方、
 満70歳以上の方、中国残留邦人等支援給付世帯の方
 ※検診の際に、確認書類が必要です

料金後納
郵便

転送不要

～札幌市にお住まいの女性の方へ～

2年に
1回

受けましょう



札幌市がん検診イメージキャラクター「あんしんけん」

子宮
頸がん
検診直近に「子宮頸がん検診」を受けた方、治療中の方に
このはがきが届いた場合は、ご容赦ください。

札幌市保健福祉局ウェルネス推進部ウェルネス推進課

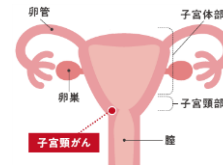
Q 「子宮頸がん検診」はどんな検査をしますか？

A 診察時間は10～20分で、痛みはほとんど
なくできます

1 問診

生理の様子、妊娠・出産、自覚症状の有無などを
問診票に記入。さらに診察室で医師からの質
問に答えます

2 視診(内診)

子宮頸部の状態を目で確認し(視診)、子宮など
に腫れがないか調べます

3 細胞診

ヘラやブラシのようなもので子宮の入口を軽くこすって、細胞を採取。
採取した細胞は、専門の先生が顕微鏡で観察し、異形の細胞がないか
をしっかりと確認します

Q まだ30代だから、受けなくてもいいですか？

A 30代の女性で子宮頸がんが増えているから
今から検診で確認するのが大切です

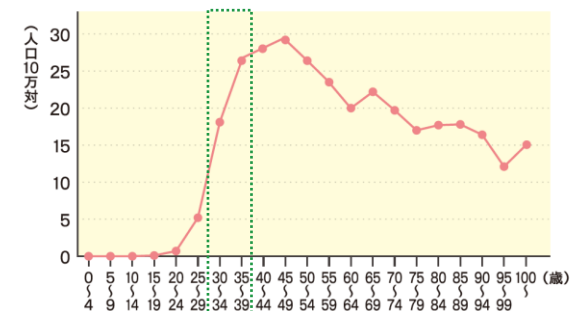
Q 症状がないから、受けなくても大丈夫？

A 症状がないうちから受けることが大切です
もしも子宮頸がんになっていても、
最初は何も症状がない人もいます

◎あなたの未来を守りましょう

もし子宮頸がんの場合、進行すると子宮摘出
手術が必要となる場合がありますしかし、早期のうちに治療すると子宮を摘出
せずに治療でき、妊娠・出産が可能です早期に見つけるには、定期的に検診を受ける、
症状があれば早めに医療機関に相談すること
が大切です◎早期発見
が大切子宮頸がんは、
早期のうちに
治療すれば、
90%以上が治
ります※2
がんになる前
の正常でない
細胞の段階で
見つけること
もできます※1 出典：国立がん
研究センターがん情
報サービス「がん登
録・統計」全国がん
登録罹患データ
(2018年)
※2 診断から5年後
の相対生存率(5年
相対生存率)です。

子宮頸がん年齢別罹患率(10万人対)※1



札幌市子宮がん検診を受けると、今年度は
約5,600円 割引※
 されます。

検査費用
7,000円
程度

-

割引費用
5,600円
程度

=

自己負担
1,400円※

※医療機関で子宮頸がんのみ受けた際の金額になります
 他の受診方法については、開いて右の面をご覧ください

検診時に窓口で支払う金額が札幌市から助成されます
 現金が支給されるわけではありません

「札幌市がん検診」について
 詳しくはホームページからも見られます

札幌市がん検診 検索



お問い合わせ先
 (一般的なこと)

札幌市コールセンター
011-222-4894

(年中無休8:00~21:00まで)
 FAX 011-221-4894 Mail info4894@city.sapporo.jp
 ※検診予約は直接医療機関等へ

<担当>
 札幌市保健福祉局ウェルネス推進部ウェルネス推進課
 〒060-0002
 札幌市中央区北2条西1丁目1-7 ORE札幌ビル7階
 TEL 011-211-3514



札幌市がん検診
 イメージキャラクター
 「あんしんけん」

受診対象・金額・実施場所

20歳以上で原則※ 偶数歳の方、2年に1回

※直前の偶数歳時に札幌市子宮がん検診を受診していない
 奇数歳の方は受診可能です

[検査項目] ①問診・視診・子宮頸部の細胞診・内診
 ②子宮体部の細胞診（医師の判断により実施）
 検査に持参するもの
 氏名・年齢・住所を確認できるもの（健康保険証など）

● 北海道対がん協会 ① 1,100円 ①+② 1,700円
 札幌がん検診センター
 (東区北26条東14丁目 Tel 011-748-5522)

● 指定の医療機関 ① 1,400円 ①+② 2,100円

※自己負担が免除される方(市・道民税非課税世帯の方、生活保護世帯の方など)
 は検診の際に、確認書類が必要です。詳しくはホームページ「札幌市 がん検診」
 でご確認ください。

今年度受診期間は **令和7年3月31日** まで

● 例年、3月は医療機関が混み合います。お早めにご予約・受診ください。

「子宮頸がん」とは

HPV（ヒトパピローマウイルス）への感染がきっかけ

- 感染してもほとんどは一過性ですが、ごく一部の人で感染が継続し、長時間を経てがんになることがあります。
- HPVは、一度でも性交渉の経験があれば、感染している可能性があります。

受診の流れ

1 実施医療機関へ予約

札幌市 がん検診 医療機関

検索



札幌市ホームページに掲載されている
 「実施医療機関名簿」からお選びください

2 受診

検診結果は、約2~4週間後に医療機関からご確認ください

3-1

「異常なし」 の場合

今回が異常なしでも、
 子宮頸がん検診は2年に
 1回定期的に受けましょう。

また月経(生理)以外に出
 血がある・不規則など、症
 状があれば、次の検診を待
 たずに、医療機関に相談し
 ましょう

3-2

「要精密検査」 の場合

**必ず医療機関で精密
 検査を受けてくださ
 い。**

コルスコープ下の組織
 診・細胞診・HPVなど
 を組み合わせ、がんか
 どうか詳しく調べます。

- 施設によっては女性医師、
 女性技師が担当するなど、安心して
 受診できる工夫がされています。

- こちらのホームページから探すこともできます。

女性医師等による対応が可能な
 札幌市子宮がん・乳がん検診実施医療機関



札幌市がん検診
 イメージキャラクター
 「けんしんけん」

料金後納
郵便

転送不要

～札幌市にお住まいの女性の方へ～

2年に
1回

受けましょう

乳がん
検診



札幌市がん検診イメージキャラクター「あんしんけん」

直近に「乳がん検診」を受けた方、治療中の方に
このはがきが届いた場合は、ご容赦ください。

札幌市保健福祉局ウェルネス推進部ウェルネス推進課

日本人女性の9人に1人が 乳がんにかかると言われています。

乳がんは、女性が一生のうち
で一番かかりやすいがん。
日本では年間1万4千人以上
の女性が乳がんによって亡くなっ
ています。^{※1}



乳がんは早期発見で 95%以上が治癒します。^{※2}

セルフチェックでは見つからな
いケースもたくさんあります。
早期発見のためには、
定期的な検診が大切。
必ず2年に1度、
受診しましょう。

5年相対生存率

早期発見
した場合（I期）

100.0%

早期発見
できなかった場合
（IV期）

39.8%

※1 出典：国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」2018年部位別がん罹患数（女性）

※2 ここでいう「治癒（＝治療）」とは、診断時から5年相対生存率です。相対生存率は、がん以外の原因で
亡くなる人の影響を除いた数値です。

出典：全がん加盟施設における5年生存率（2010年～2012年診断例）

Q 「マンモグラフィ検査」とは？



A レントゲンを使った
検査です。

X線撮影で小さなしこりや微細な乳が
んを早期発見するためのものです。
1cm以下のがんも見つけられる、優れ
た画像検査法です。

今年度受診期間は **令和7年3月31日** まで

- 3月は医療機関が混み合います。お早めにご予約・受診ください。

- 施設によっては女性医師、
女性技師が担当するなど、
安心して受診できる工夫
がされています。



女性医師等による対応が可能な
札幌市子宮がん・乳がん
検診実施医療機関

- こちらのホームページから探すこと
もできます。

札幌市がん検診イメージ
キャラクター「けんしんけん」



札幌市乳がん検診を受けると、今年度は
約8,200円 割引※
されます。

検査費用
1万円
以上

-

割引費用
8,200円
程度

=

自己負担
1,800円※

※医療機関でのマンモグラフィ2方向検査の金額になります
詳しくは、開いて右の面をご覧ください

検診時に窓口で支払う金額が札幌市から助成されます
現金が支給されるわけではありません

「札幌市がん検診」について
詳しくはホームページからも確認できます

札幌市がん検診 検索



お問い合わせ先
(一般的なこと)

札幌市コールセンター

011-222-4894

(年中無休8:00~21:00まで)

FAX 011-221-4894 Mail info4894@city.sapporo.jp

※検診予約は直接医療機関等へ

<担当>

札幌市保健福祉局ウェルネス推進部ウェルネス推進課
〒060-0002

札幌市中央区北2条西1丁目1-7 ORE札幌ビル7階

TEL 011-211-3514

受診対象・金額・実施場所

乳がん検診

40歳以上で原則※ 偶数歳の方、2年に1回

※直前の偶数歳時に札幌市子宮がん検診を
受診していない奇数歳の方は受診可能です

問診・乳房エックス線検査（マンモグラフィ検査）

[40歳代] 2方向撮影

[50歳代以上] 原則1方向撮影

(医師の判断により2方向撮影とする場合もあります)

● 北海道対がん協会 札幌がん検診センター
(東区北26条東14丁目 Tel 011-748-5522)

2方向撮影・・・・・・・・・・ 1,300円

1方向撮影・・・・・・・・・・ 1,100円

● 指定の医療機関

2方向撮影・・・・・・・・・・ 1,800円

1方向撮影・・・・・・・・・・ 1,400円

※自己負担が免除される方(市・道民税非課税世帯の方、生活保護世帯の方など)は検診の際に、確認書類が必要です。
詳しくはホームページ「札幌市 がん検診」でご確認ください。

受診の流れ



札幌市がん検診イメージ
キャラクター「あんしんけん」

1 実施医療機関へ予約

札幌市 がん検診 医療機関 検索



札幌市ホームページに掲載されている
「実施医療機関名簿」からお選びください

検査に持参するもの…氏名・年齢・住所を確認できるもの(健康保険証など)

2 受診

検診結果は、後日郵送にてお知らせします

3-1 「異常なし」の場合

今回が異常なしでも、
乳がん検診は2年に1回
定期的に受けましょう。

また乳房のひきつれ、乳頭から血性の液が出る、乳頭の湿疹やただれなど症状があれば、次の検診を待たずに、医療機関に相談しましょう

3-2 「要精密検査」の場合

必ず医療機関で精密
検査を受けてください。

マンモグラフィの追加撮影、超音波検査、細胞診、組織診を組み合わせ、がんかどうか詳しく調べます。

【別紙 2】

個人情報取扱安全管理基準

1 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定

個人情報の適正な取扱いの確保について基本方針を策定していること。

また、以下の内容を記載した個人情報の保護に関する規程及び個人情報の取扱手順等が定められていること。

- (1) 組織的安全管理措置
- (2) 人的安全管理措置
- (3) 物理的安全管理措置
- (4) 技術的安全管理措置

※ 上記(1)～(4)の具体的内容については、個人情報保護委員会ホームページ

(<https://www.ppc.go.jp>)に掲載されている「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」の「4－3－1」の「安全管理措置（法第66条）」を御確認ください。

2 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置

個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者が定められており、基本方針、規程及び個人情報の取扱手順等に明記されていること。

3 従業員の指定、教育及び監督

- (1) 個人情報の秘密保持に関する事項が就業規則等に明記されていること。
- (2) 個人情報を取り扱う従業員を指定すること。
- (3) 個人情報の取扱い、情報システムの運用・管理・セキュリティ対策及びサイバーセキュリティの研修計画を策定し、従業員に対し毎年1回以上研修等を実施していること。また、個人情報を取り扱う従業員は、必ず1回以上研修等を受講している者としていること。
- (4) 総括保護管理者及び保護管理者は、従業員に対して必要かつ適切な監督を行うこと。

4 管理区域の設定及び安全管理措置の実施

- (1) 個人情報を取り扱う管理区域を明確にし、当該区域に壁又は間仕切り等を設置すること。

【管理区域の例】

- ・ サーバ等の重要な情報システムを管理する区域
- ・ 個人情報を保管する区域
- ・ その他個人情報を取り扱う事務を実施する区域

- (2) (1)で設定した管理区域について入室する権限を有する従業者を定めること。

また、入室に当たっては、用件の確認、入退室の記録、部外者についての識別化及び部外者が入室する場合は、管理者の立会い等の措置を講ずること。さらに、入退室の記録を保管していること。

- (3) (1)で設定した管理区域について入室に係る認証機能を設定し、パスワード等の管理に関する定めを整備及びパスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずること。

- (4) 外部からの不正な侵入に備え、施錠装置、警報措置及び監視装置の設置等の措置を講ずること。

- (5) 管理区域では、許可された電子媒体又は機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずること。

5 セキュリティ強化のための管理策

情報資産の盗難、紛失、持出し、複写・複製、目的外の使用及び第三者への提供を防止するため以下の対策を実施していること。

- (1) 個人情報の取扱いに使用する電子計算機等は、他のコンピュータと接続しない単独による設置又は当該業務に必要な機器のみと接続していること。また、インターネット及び当該業務を実施する施設外に接続するイントラネット等の他のネットワークに接続していないこと。ただし、本市の許可を得た場合はこの限りでない。
- (2) 個人情報の取扱いにおいてサーバを使用している場合は、当該業務を実施する施設内に設置していること。また、サーバへのアクセス権限を有する従業者を定めること。さらに、部外者のアクセスは必要最小限とし、管理者の立会い等の措置を講ずること。ただし、本市の許可を得た場合はこの限りでない。

- (3) 個人情報の取扱いにおいて使用する電子計算機等は、アクセス権等を設定し、使用できる従業者を限定すること。また、アクセスログやログイン実績等から従業者の利用状況を記録し、保管していること。
- (4) 記録機能を有する機器の電子計算機等への接続制限について必要な措置を講ずること。
- (5) 本市が貸与する文書、電子媒体及び業務にて作成した電子データを取り扱う従業者を定めること。
- (6) 業務にて作成した電子データを保存するときは、暗号化又はパスワードにより秘匿すること。また、保存した電子データにアクセスできる従業者を限定するとともにアクセスログ等から従業者の利用状況を記録し、契約期間終了後、1年以上保管していること。
- (7) 本市が貸与する文書及び電子媒体は、施錠できる耐火金庫及び耐火キャビネット等にて保管すること。また、書類の持ち出し記録等を作成していること。
- (8) 個人情報の取扱いにおいて使用する電子計算機は、従業者が正当なアクセス権を有する者であることをユーザ ID、パスワード、磁気・IC カード又は生体情報等のいずれかにより識別し、認証していること。
- (9) 個人情報の取扱いにおいて使用する電子計算機は、セキュリティ対策ソフトウェア等（ウィルス対策ソフトウェア等）を導入していること。
- (10) 業務にて作成した電子データを削除した場合は、削除した記録を作成していること。また、削除したことについて証明書等により確認できる措置を講ずること。
- (11) 個人情報の取扱いにおいて使用する電子計算機等を廃棄する場合は、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等により、復元不可能な手段を採用すること。
- (12) 本市の許可なく第三者に委託しないこと。

6 事件・事故における報告連絡体制

- (1) 従業者が取扱規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合の管理者への報告連絡体制を整備していること。
- (2) 情報の漏えい、滅失又は毀損等事案の発生又は兆候を把握した場合の従業者から管理者等への報告連絡体制を整備していること。

(3) 情報の漏えい、滅失又は毀損等事案が発生した際の本市及び関連団体への報告連絡体制を整備していること。併せて、事実関係の調査、原因の究明及び再発防止策の検討並びに決定等に係る体制及び手順等を整備していること。

7 情報資産の搬送及び持ち運ぶ際の保護体制

本市が貸与する文書、電子媒体及び左記書類等に基づき作成される電子データを持ち運ぶ場合は、施錠した搬送容器を使用すること。また、暗号化、パスワードによる保護、追跡可能な移送手段等により、破損、紛失、盗難等のないよう十分に配慮していること。

8 関係法令の遵守

個人情報の保護に係る関係法令を遵守するために、必要な体制を備えていること。

9 定期監査の実施

個人情報の管理の状況について、定期的に、及び必要に応じ、随時に点検、内部監査及び外部監査を実施すること。

10 個人情報取扱状況報告書の提出

本市の求めに応じ、又は当該業務契約に基づき、各月の期間ごとの役務完了の書面提出時において、本市が指定する様式にて個人情報取扱状況報告書を提出すること。

11 情報セキュリティマネジメントシステム（以下「ISMS」という。）又はプライバシーマーク等の規格認証

ISMS（国際標準規格 ISO/IEC27001:2013、日本工業規格 JISQ27001:2014）、プライバシーマーク（日本工業規格 JISQ15001:2006）等の規格認証を受けていること。

【様式 1】

個人情報取扱安全管理基準適合申出書

年 月 日

(申請者)

貴市の個人情報取扱安全管理基準について下記のとおり適合していることを申し出ます。

記

●個人情報取扱安全管理基準及び確認事項

※ 本申出書において各種資料のご提出をお願いしております。資料が提出できない場合は、実地の監査、調査等の際などに当該書類の内容を確認いたします。

1 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定

貴社の策定した個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順等をご記入ください。併せて、当該規程をご提出ください。

.....

.....

.....

.....

.....

2 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置

個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者を記載した書類をご提出ください。上記 1 により提出した基本方針等に記載がある場合は提出不要です。なお、付箋等で該当箇所をご教示願います。

3 従業員の指定、教育及び監督

- (1) 当該業務に従事する従業員を「従業員名簿」にてご提出ください。
- (2) 従業員の秘密保持に関する事項が明記されている書類をご提出ください。
- (3) 従業員を対象とした研修実施報告書等をご提出ください。

4 管理区域の設定及び安全管理措置の実施

設定した管理区域の詳細についてご記入ください。□欄は管理区域に当該装置を設置している場合、■とチェックしてください。また、個人情報黒塗りにした各管理区域の入退室記録を提出してください。

・管理区域の名称.....

入退室の認証方法.....

入退室記録の保存期間.....

☐ 施錠装置 ☐ 警報装置 ☐ 監視装置 ☐ その他（ ）

持込可能な電子媒体及び機器.....

・管理区域の名称.....

入退室の認証方法.....

入退室記録の保存期間.....

☐ 施錠装置 ☐ 警報装置 ☐ 監視装置 ☐ その他（ ）

持込可能な電子媒体及び機器.....

・管理区域の名称.....

入退室の認証方法.....

入退室記録の保存期間.....

☐ 施錠装置 ☐ 警報装置 ☐ 監視装置 ☐ その他（ ）

持込可能な電子媒体及び機器.....

・管理区域の名称.....

入退室の認証方法.....

入退室記録の保存期間.....

☐ 施錠装置 ☐ 警報装置 ☐ 監視装置 ☐ その他（ ）

持込可能な電子媒体及び機器.....

5 セキュリティ強化のための管理策

セキュリティ強化の詳細についてご記入ください。貴社のセキュリティが各項目の内容に合致している場合は、☐欄を■とチェックしてください。

(1) 個人情報の取扱いに使用する電子計算機のセキュリティについて

- ☐ 他のネットワークと接続していない。
- ☐ 従業者にアクセス権限を設定している。
従業者の利用記録の保存期間（ ）
- ☐ 記録機能を有する機器の接続制御を実施している。
接続制御の方法（ ）
- ☐ 従業者の認証方法（ ）
- ☐ セキュリティ対策ソフトウェア等を導入している。

※個人情報を黒塗りにした従業者の利用記録を提出してください。

(2) 文書、電子媒体の取扱いについて

- ☐ 取り扱うことができる従業者を定めている。
- ☐ 文書、電子媒体の持ち出しを記録している。
当該記録の保存期間（ ）
- ☐ 文書、電子媒体等について施錠できる耐火金庫等に保管している。

※個人情報を黒塗りにした文書、電子媒体の持ち出し記録を提出してください。

(3) 業務にて作成した電子データの取扱いについて

- ☐ 取り扱うことができる従業者を定めている。
- ☐ 電子データを保存する時は、暗号化又はパスワードを設定している。
- ☐ 電子データの利用状況について記録している。
- ☐ 作成した電子データの削除記録を作成している。

※個人情報を黒塗りにした電子データの利用状況の記録及び削除記録を提出してください。

6 事件・事故における報告連絡体制

個人情報取扱安全管理基準の「6 事件・事故における報告連絡体制」(1)から(3)までの内容を満たしていることが分かる書類を提出してください。上記1にて提出した基本方針等に記載がある場合は提出不要です。なお、付箋等で該当箇所をご教示願います。

7 情報資産の搬送及び持ち運ぶ際の保護体制

情報資産を搬送及び持ち運ぶ際の保護体制についてご記入ください。貴社の保護体制が各項目の内容に合致している場合は、□欄を■とチェックしてください。なお、その他の対策を実施している場合は、対策をご記入ください。

☐ 情報資産を持ち運ぶ場合は、施錠した搬送容器を使用している。

☐ 上記以外の盗難及び紛失対策を実施している。

※対策を以下にご記入ください。

.....

8 関係法令の遵守

個人情報の保護に係る関係法令を遵守するための体制及び取組等をご記入ください。

.....

.....

9 定期監査の実施

貴社の内部監査及び外部監査の実施状況についてご記入ください。各監査の実施状況が各項目の内容に合致している場合は、□欄を■とチェックしてください。また、各監査の実施状況が分かる書類をご提出ください。なお、外部監査は情報セキュリティマネジメントシステム等の認証を受ける際の審査を外部監査として取り扱っても問題ございません。その場合は、各種申請の認証通知を監査の実施状況の書類といたします。

☐ 内部監査を実施している。

☐ 外部監査を実施している。

10 情報セキュリティマネジメントシステム（以下「ISMS」という。）、プライバシーマーク等の認証等、貴社が取得しているセキュリティ関連の認証についてご記入ください。

また、認証を受けたことが分かる書類をご提出願います。

取得しているセキュリティ関連の認証（ISMS・プライバシーマーク等）

名称.....

認証年月日..... 最終更新年月日.....

名称.....

認証年月日..... 最終更新年月日.....

名称.....

認証年月日..... 最終更新年月日.....

【様式 2】

個人情報取扱状況報告書

年 月 日

札幌市長

様

住 所
会社名
代表者名

個人情報取扱安全管理基準及び個人情報の取扱いに関する特記事項に基づき実施している安全管理対策の実施状況について下記のとおり報告いたします。

記

受託業務名	
-------	--

受託期間

対象期間

安全管理対策の実施状況

- 1 当該業務において、標記の基準及び特記事項に従い、安全管理対策を適切に実施しています。また、個人情報取扱安全管理基準適合申出書の提出時点からの変更有無等について、以下のとおり報告いたします。

(1) 従業員の指定、教育及び監督（変更なし・変更あり）

(2) 管理区域の設定及び安全管理措置の実施（変更なし・変更あり）

(3) セキュリティ強化のための管理策（変更なし・変更あり）

(4) 事件・事故における報告連絡体制（変更なし・変更あり）

○（発生した場合）事件・事故の状況：

(5) 情報資産の搬送及び持ち運ぶ際の保護体制（変更なし・変更あり）

○（実績ある場合）概要：

(6) 関係法令の遵守（変更なし・変更あり）

(7) 定期監査の実施（変更なし・変更あり）

(8) その他個人情報取扱安全管理基準適合申出書からの変更（なし・あり）

- 2 その他特記事項等